

高知市公共調達条例施行規則新旧対照表

旧	新
<p>本則</p> <p>(新設)</p> <p>(台帳の作成及び提出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第8条第2号に規定する市長が指定する期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定業務委託契約のうち、<u>条例第7条第1項第2号に規定する指定管理者</u>と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。） 当該指定管理に係る年度協定ごとに前号ア又はイに定める日まで</p>	<p>本則</p> <p><u>(労働者から除く者)</u></p> <p><u>第2条の2 条例第7条第1項第1号アに規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人</u></p> <p>(2) <u>最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定が適用される者</u></p> <p>(3) <u>特定工事請負契約に係る作業における現場代理人、主任技術者及び監理技術者</u></p> <p>(4) <u>外国の工場において製作に従事する者</u></p> <p>(5) <u>特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間が30分に満たない者</u></p> <p>(6) <u>条例第7条第1項第2号に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が委託する業務のうち、定期業務（毎週1時間以上の作業を継続して行う業務をいう。）以外の業務に係る作業に従事する者</u></p> <p>(台帳の作成及び提出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第8条第2号に規定する市長が指定する期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定業務委託契約のうち、<u>指定管理者</u>と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。） 当該指定管理に係る年度協定ごとに前号ア又はイに定める日まで</p>

(従事した時間数の算定方法等)

第5条 条例第8条第5号に規定する規則で定める方法は、労働報酬の支払の対象となる期間において対象労働者が特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に、次に掲げる時間数を合計した時間数（以下「割増時間数」という。）を加算する方法とする。

(1)～(3) (略)

2 特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に割増時間数を加算して得た時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときはこれを1時間とし、その端数が30分未満のときはこれを切り捨てるものとする。

第6条 条例第8条第5号に規定する規則で定める期間は、14日とする。

(身分証明書)

第7条 条例第10条第3項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（別記様式）とする。

(従事した時間数の算定方法)

第5条 条例第8条第5号に規定する規則で定める方法は、労働報酬の支払の対象となる期間において対象労働者が特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に、次に掲げる時間数を合計した時間数 _____ を加算する方法とする。

(1)～(3) (略)

2 前項に規定する方法により算定した時間数に、小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(誓約書)

第6条 条例第8条第7号に規定する誓約書は、高知市公共調達条例に係る誓約書（様式第1号）によるものとする。

(身分証明書)

第7条 条例第10条第3項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第2号）によるものとする。